

- ① 法務省において、全国的な民間の面会交流支援機関の体制や活動内容、取組例や課題等に関する実態調査の実施や分析を検討。
- ② 法務省において、民間の面会交流支援機関による支援を受けることを条件とした面会交流の裁判に関する規律を設けることを含め、制度的在り方を検討。
- ③ 厚生労働省において、面会交流支援事業の実施自治体数(現在9自治体)が増加するよう、事例の集積や横展開を検討。
- ④ 厚生労働省において、面会交流に関する情報提供や、電話やメール等による相談支援、弁護士による法律相談の充実について検討。
- ⑤ 法務省と厚生労働省や最高裁判所が連携した枠組みを構築し、安全・安心な面会交流の実施や支援のための具体策を検討するワーキンググループを立上げ。